

所得の申告、お忘れでは ありませんか？

前年中に給与、賃金等の支払
いを受けた方や営業、農業等に
よる事業収入がある方で、町県
民税の納税通知書が6月に到着
しなかった方（町県民税の給与
天引きによる納税者及び非課税
者は除く）は、所得の確定申告
が必要となる場合があります。

住民税の納税通知書が届かず、
「おかしいな？」と思われるま
したら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義
務があります。故意に申告を逃
れることは許されません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

休耕農地の管理は 適正に

夏季は雑草が繁茂しやすい季
節です。雑草が繁茂すると、次
のようなことが想定されます。

- ・病害虫が発生し、近隣農地の
営農に支障をきたす恐れ
- ・道路や歩道に雑草が伸び渡
り、歩行者等の安全確保に支
障をきたす恐れ
- ・伸びた雑草により周囲の視界が
狭まり、ゴミや産業廃棄物等の

不法投棄を誘発する恐れ 等
地域の農地を保全するために
草刈りを行うなど、農地の適正
な管理をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

五霞町木造住宅耐震診断 士派遣事業 木造住宅の 耐震診断を支援します

木造住宅の所有者が耐震診断
を希望する場合、専門的知識を
有する「木造住宅耐震診断士」を
派遣して耐震診断を行い、木造
住宅の耐震性能の確認や耐震化
の意識啓発を図ることを目的と
した事業です。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅
は、町内に建築されていて、次
の要件の全てに該当するもの
です。また、対象住宅の所有者
が税の滞納をしていないこと
が条件です。（所有者が複数の
場合は代表者）

①二戸建ての木造住宅、または店
舗等併用住宅（床面積の2/3以
上が住宅であるものに限る。）
で、2階以下のもの。

②昭和56年5月31日以前に着工
され、建築確認を受けて建築
されたもの。ただし、建築時に

において建築基準法に該当しな
かった場合を除く。

③在来軸組工法、または枠組壁
工法で建築されたもの。（丸太
組工法及びプレハブ工法など
のような特殊な工法により建
築されているものは対象外）

④過去に町が実施する耐震診断
を受けていないこと。

○診断費用（個人負担）

一戸あたり2,000円

○募集戸数 先着3戸

○お申し込み期間

7月1日(木)～11月19日(閉
庁日を除く。なお、定数に達し
次第終了します。)

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分

○必要書類

- ・ 申込書
- ・ 建築時期及び延床面積が確認
できるもの
- ・ 概略平面図（建築確認申請書
があればその写し）

○お申し込み方法

申込書（都市建設課に備え付
け、または町公式ホームページ
からダウンロード）に所定の事
項を記入のうえ都市建設課ま
でお申し込みください。

○お申し込みから診断まで

申込受付後、内容の審査を行
い、派遣の有無を決定し通知
を発送します。派遣が決定し

た方については、個人負担金納
入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方に
は、診断士が直接日程の調整
を行い、診断に伺います。円滑
な日程調整と診断にご協力を
お願いします。

※ご注意ください

町で関係している木造住宅の
耐震診断助成は本制度のみです。
派遣する木造住宅耐震診断士
が、補強工事の見積の提示や補
強工事の契約の勧誘をすること
はありません。

疑わしいセールス等には十分
ご注意ください。

○お申し込み・お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)3347 (直通)

道路工事のお知らせ

町道の修繕工事を次のとおり
実施します。工事期間中は通行
止め等で大変ご迷惑をおかけし
ますが、ご理解ご協力をよろし
くお願いします。

①町道8号線道路修繕工事（第

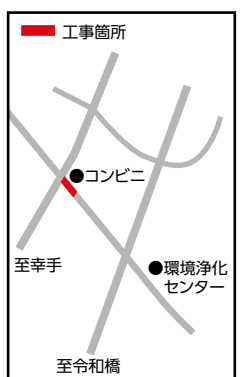
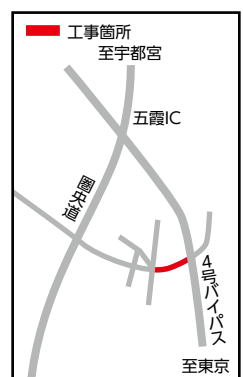
1工区・第2工区）

○工事期間 7月下旬まで

○工事箇所 江川・幸主・原宿
台地内

○施工業者

（第1工区）小沢道路(株)
（第2工区）(株)青木建設



○お問い合わせ

都市建設課 建設・地籍G
☎(84)3347 (直通)